

令和6年6月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、既済事件の事件番号は不開示情報に該当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

平成31年1月から令和5年12月までの以下の文書

- ①最高裁の既済事件一覧表（行政の上告事件）
- ②最高裁の既済事件一覧表（行政の上告受理申立事件）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年4月22日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、本件開示対象文書のうち、既済事件の事件番号が記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同種文書の令和5年6月分までは事件番号が全て開示されていたから、慣行として公にすることが予定されている情報であり、それによって個人の権利利益を害するおそれも生じていないから不開示情報には該当しない旨主張する。

この点について、最高裁判所は、令和5年10月3日付け答申（令和5年（最情）答申第3号）を受け、事件番号が、原則として、当事者に個人が含まれ

る場合は個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号）に、当事者が法人又は団体等のみである場合は公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法第5条第2号イ）にそれぞれ相当する不開示情報であると整理しているところ、本件不開示部分も上記いずれかの不開示情報に相当すると考えられる。また、事件番号が個人識別情報に相当する場合の、法第5条第1号ただし書きイ該当性については、文書ごとに個別に判断すべきものであるところ、本件対象文書の事件番号が明らかになると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれが否定できないことから、同号ただし書きイの情報には当たらないものと考え、本件不開示部分を不開示としたものである。

(2) また、苦情申出人は、裁判所のホームページに掲載されている事件番号等に公表慣行がある旨述べている。

裁判所ウェブサイトに登載された判例検索システムに現に掲載されている情報や傍聴券交付に関する情報などの裁判所ウェブサイトに掲載した情報については、公表慣行のある情報に当たると考えられるが、これらの掲載の有無の確認は申出内容に応じて検討することが相当である。すなわち、不特定多数の事件の事件番号が記載されているような文書の開示が問題となっている場合に、個別の事件番号の具体的な公表事実の有無を全て確認して公表慣行のある情報を抽出するのは現実的ではなく、個人のプライバシー保護の要請及び迅速な開示実現の要請からも、求められるものではない。

本件開示対象文書においては、不特定多数の事件の事件番号が記載されており、個別の事件番号の具体的な公表事実の有無を全て確認し抽出することは現実的ではないと考えられるため、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人のみが当事者となっている事件を除き、全て不開示とすることが相当である。

したがって、苦情申出人の主張には理由がない。

(3) よって、原判断は相当である。